て政府はこれから強引に造ろうとしますが「造れない」のです。

なによりも、県民の新基地拒否の意思が明瞭だからです。２月の県民投票はいろんな障害があります。ウルトラ保守の市長の所では県民投票を実施しないかもしれないといっていますが、きっと実施できると思います。県民投票は県民の直接請求ですから、自治体が妨害することはできない。どこかで、きちんとした解決で実施できると思います。

もっとも大きな民意、民主主義の一番大切な県民の意思がけっして権力の無体な抑圧には屈しないのです。

平和的生存権と抵抗権

沖縄において平和的生存権が根源的に侵害されています。日本国憲法前文には「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」これは全世界の人々の権利であるという規定です。このような思想を厳格な憲法条文としたのは日本国憲法だけであると言えると思います。なぜ、日本国憲法だけなのか、９条は日本国憲法だけが持っているからです。国家権力が戦力の行使など９条に違反した行動をした時、私たちは権利が侵害されたとして政府の行為をやめさせる、これが平和的生存権です。

政府に平和の政策をとらせることが私たちの権利です。平和を人権としてとらえたイラク訴訟や市民平和訴訟、高江機動隊派遣違法訴訟などは平和的生存権を獲得していく重要なたたかいです。

表現の自由への公権力の干渉とたたかう市民の抵抗行動は正当なものです。沖縄では文字通り政府と対峙した状況が続いています。抵抗権は立憲主義的な憲法秩序を回復する、このような抵抗権の持つ本来の役割は沖縄ではクローズアップされています。

地方自治体の役割

沖縄では現在の安保条約が日本の国内法をほとんど排除していますので、米軍は事件を起こしてもほとんど裁かれないし、勝手放題です。政府が頭をアメリカに下げてしまっていますが、けれども地方の政府つまり自治体はそれにならわなくてもいいのです。自治体には条例があります。私たちは条例で地位協定と対峙することができると思います。私たちはいま、運動を起こしているところです。普天間基地の近くの緑が丘保育園や普天間第二小学校への落下物、いまも解決していません。米軍機事故から市民を守るための市条例の制定を求め「宜野湾市平和な空を守る条例制定請願の会」は宜野湾市議会に請願書を提出し、継続審議になっています。

日本の法令を米軍に適応させる、少なくともドイツやイタリアの地位協定と同じものにしていく、安倍政権はそこに踏み込む意思も能力もなく私たちは日本政府を変えないといけないですが、地方自治としての政府、どの自治体でも条例、民主的な法としての条例づくりに光をあてましょう。

日米地位協定と安保条約

日米地位協定は、非対等性、従属性が特に強いです。

他の国では、自国の法律、国内法をアメリカ軍に遵守させるという地位協定です。このような形で抜本改定をしていくことが不可欠であると思います。

同時に、とりわけて革新懇は、運動の展望を日米地位協定にとどめるのではなく、当然のこととして安保条約の終了を強く打ち出さないといけないと思います。

つまり、全国から米軍基地をなくすことです。その意味で沖縄だけではない全国の問題です。

建白書の高い倫理性

関連して、東京都小金井市議会に市民からの陳情が議会で採択されたことについて、安保条約を承認している以上、それにもとづいて基地が造られているからその負担は全国で均等にすべきであるというものです。どう考えたらいいか。

オール沖縄の建白書は「県外移設」の要求はしていないのです。２０１３年の建白書で沖縄の全自治体と主要な団体、労働、婦人、青年、経済団体のオール沖縄の建白書が内閣総理大臣に提出されました。

建白書はオール沖縄の最低限の綱領といえるものでオスプレイの配備撤回、米軍普天間基地の閉鎖・撤回、県内移設の断念の三点です。

自分たちが受けている沖縄の不幸、苦しみを他の人が負うことによって、苦しみを解決することにはならない。他の人に負担をさせることは正しい解決ではない。高い倫理性をもった運動の論理だと思います。だからこそ沖縄の運動は未来に向いていると思います。

沖縄にはたくさんの基地がありますが、沖縄県の人たちが願い、誘致して造った基地は一つもありません。アメリカ軍が造った普天間基地が古くなったからといって別の場所を準備せよということがどうして成り立つのか。辺野古の新基地をつくるということは絶対に出来ない。

沖縄に全国で等しく基地を請け負うという考え方は解決方法として正しくはないし、もっと大きく全国すべての米軍基地をなくすという運動にならなければならないと思います。

安保条約は第10条で締結国の一方が他政府に対して条約の終了を通告すれば一年後に終了するとしています。必要なのは安保条約を終了通告する政府をつくることです。それは、遠い話ではありません。根本的で、歴史的な早道、近道であると思います。（３面へ）

東西南北

池田香代子さん講演会 90人が参加 名古屋東部革新懇

11/10　東部　池田香代子講演会

名古屋東部革新懇は11月10日、千種区内で「安倍改憲と教育のゆくえ」講演と討論の集いを開き、90人が参加しました。

翻訳家で全国革新懇代表世話人の池田香代子さんが「道徳教科書と歴史のねつ造」と題して、戦前の外交官・杉原千畝氏の例をとりあげ豊富な資料をもとに講演しました。参加者から「来てよかった」「杉原千畝の偉業をねつ造した形で日本の歴史に残していくのは許されない」などたくさんの感想が寄せられました。（ニュース「新しい風」第43号より）

「アベよ！あばよ！」 守山区革新懇

11/17 守山革新懇総会の様子

11月17日、「革新・守山の会」第15回総会を守山生涯学習センターで行いました。記念講演は「亡国政治　どうしたらアベを倒せるか」のテーマで全国革新懇代表世話人五十嵐仁先生（法政大学名誉教授）が行いました。はじめに「改憲ガチンコ勝負の開始」として安倍内閣が「改憲強行突破の陣立て」の第４次内閣を作った。私たちの活路は共闘にある。国会内での野党共闘も政策一致も進んでいる。

草の根のたたかいで、３０００万署名をやりきり、九条改憲反対世論を明示し、「安倍政権やめよ」の声を結びつけよう。来年は12年に一度の選挙の年、市民と野党の共闘で「亥年現象」（自民党苦戦のジンクス）を再現させ、参議院で与野党逆転を実現させよう、と訴え、おわりに「民が黙れば国滅ぶ、声をあげ続けよう」。そして来年こそ「アベよ、アバよ！」と言おう。参加者は、要点を押さえたレジメもあり、ギャグもいっぱい、「元気をもらった」と大いに満足でした。

（事務室長・吉村譲）

共闘こそ政治を変える 豊田革新懇

11/18 豊田　記念講演会の様子

豊田革新懇が結成20周年を記念して11月18日、五十嵐仁氏（全国革新懇代表世話人）を招いての講演会を開催しました。演題は「共闘こそ政治を変える道」として、講演の冒頭で、五十嵐氏は「世界的大企業トヨタ城下町に革新懇が20年も前から存在し、活動していた。このことが全国を励まし、勇気づける。豊田革新懇の名前で全国に発信してほしい。」と激励し、会場から拍手が起こりました。

安倍首相の改憲について、五十嵐氏は、憲法の３大理念を守らない「壊憲」であり、多数の合意のない改憲は許されないこと、消費税増税、辺野古基地問題にも触れながら、市民と野党の共闘で、安倍退陣に追い込むことはできると明確に述べました。ユーモアいっぱいの講演に、会場からたびたび笑い声が上がりました。この日の参加は60名で、参加者から「わかりやすい話で、大変勇気が出た」と感想が寄せられました。

（根本美晴）

16回総会で安倍改憲阻止のたたかいを確認 南区・革新の会

12/15 南区・革新の会総会

第16回南区革新の会総会が12月15日(土)南区で開かれました。

来年度の活動としては⑴安倍改憲ＮＯ　南区民アクションの活動にさらに取り組む⑵３０００万署名南区目標３万筆やりきる先頭に立つ。⑶来る知事選挙、地方選挙、参議院選挙と続く歴史的転換点になる２０１９年を革新懇として安倍自公内閣打倒をめざし当面その勝利のために各自奮闘する。

また、３分の２の議席を参議院選挙で打ち破るために奮闘することが強調されました。⑷役員体制の確立⑸事務局の充実⑹財政に力を入れる⑺機関紙の発行の重要性が強調された。そして「１年間の活動、財政報告、方針案、役員案」が承認されました。

そのあと革新・愛知の会の事務室長、村上俊雄さんから「アベ改憲阻止、３０００万署名、反アベのうねり」と題して講演をしていただきました。

（名古屋　南区革新の会　中西八郎）